

六十四 通関業の許可

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三条第一項 （通関業の許可）の通関業の許可	許可件数
--	------

一件につき九万円

六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許

（注）酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（製造免許等の条件）の規定による酒類の販売業の免許に付された（三）イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。

（一）酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）	免許件数	一件につき十五万円
（二）酒税法第八条（酒母等の製造免許）の規定による酒母又はもろみの製造免許	免許件数	一件につき九万円
イ 酒母の製造免許		

ロ もろみの製造免許	免許件数	一件につき十二万円
(三) 酒税法第九条第一項（酒類の販売業免許）の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。）	免許件数	一件につき三万円
イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全品目の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの	免許件数	一件につき九万円
ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（イ又はハに該当する販売業の免許を除く。）	免許件数	一箇所につき六万円
ハ イに掲げる免許に付された小売に限る旨の条件の解除	販売場の数	一箇所につき六万円
六十六 製造たばこの販売に係る登録又は許可		
(一) たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第一項（製造たばこの特定販売業の登録）の規定によ	登録件数	一件につき十五万円

る製造たばこの特定販売業の登録

(二) たばこ事業法第二十条（製造たばこの卸売販売業の登録）の規定による製造たばこの卸売販売業の登録
登録件数

一件につき九万円

(三) たばこ事業法第二十二条第一項（製造たばこの小売販売業の許可）の規定による製造たばこの小売販売業の許可（同法第二十四条第一項（許可の条件等）の規定による期限が付された許可を除く。）
許可件数

円

一件につき一万五千

(四) たばこ事業法第二十六条第一項（出張販売）の規定による製造たばこの小売販売の許可（同条第二項において準用する同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。）
許可件数

一件につき三千元

六十七 塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録

(一) 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項
登録件数

一件につき十五万円

(塩製造業の登録) の塩製造業者の登録		
(二) 塩事業法第十六条第一項 (塩特定販売業の登録) の塩 特定販売業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(三) 塩事業法第十九条第一項 (塩卸売業の登録) の塩卸売 業者の登録	登録件数	一件につき九万円
六十八 著作権等管理事業者の登録		
著作権等管理事業法 (平成十二年法律第百三十一号) 第三 条 (登録) の規定による著作権等管理事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
六十九 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関 の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設 確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期 講習機関の登録		
(一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法	登録件数	一件につき九万円

律（昭和三十三年法律第六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	
(二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき九万円
(三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき九万円
(四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録運搬方法確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき九万円
(五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法	登録件数 一件につき九万円

律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）

(六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法
登録件数
一件につき九万円

律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

(七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法
登録件数
一件につき九万円

律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）

(八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法
登録件数
一件につき九万円

律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）

(九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法
登録件数
一件につき九万円

律第三十六条の二第一項（登録定期講習機関の登録）の

登録（更新の登録を除く。）

七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録

(一) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第六条第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十条第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）

(二) 水道法第二十六条（事業の認可）の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項（事業の変更）の規定による給水対象の増加に係る変更の認可（政令で定めるも

認可件数

一件につき九万円

認可件数

一件につき九万円

のに限る。)

(三) 水道法第二十条第三項(登録水質検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき九万円

(四) 水道法第三十四条の二第二項(登録簡易専用水道検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき九万円

七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録

(一) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第九項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき十五万円

(二) 食品衛生法第四十八条第六項第三号(養成施設の登録)の登録

登録件数 一件につき十五万円

(三) 食品衛生法第四十八条第六項第四号の登録

登録件数 一件につき九万円

七十二 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録		
(一) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録 (二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十条第五項第四号の登録	登録件数	一件につき十五万円
七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
七十四 業として行う採血の許可 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十三条第一項（業として行う採血の許可）の規定による業として行う採血の許可	許可件数	一件につき十五万円

七十五 業として行う臓器のあつせんの許可		
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による業として行う臓器のあつせんの許可	許可件数	一件につき九万円
七十六 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
七十七 医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可若しくは認定又は指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録		
(一) 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項（製造販売業の許可）（同法第八十三条第一項（動	許可件数	一件につき十五万円

物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可、医薬部外品製造販売業許可、化粧品製造販売業許可、第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可又は第三種医療機器製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

(二) 薬事法第十三条第一項（製造業の許可）の医薬品、医

薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業の許可又は同条第六項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

(三) 薬事法第十三条の三第一項（外国製造業者の認定）の規定による外国製造業者の認定又は同条第三項において

許可件数

一件につき九万円

認定件数

一件につき九万円

準用する同法第十三条第六項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）

④ 薬事法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の許可）の医療機器の修理業の許可又は同条第五項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

⑤ 薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第十三条第一項若しくは第六項（同法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の三第一項又は第四十条の二第一項若しくは第五項の規定による許可又は認定（政令で定めるものに限り、更新の許可又は認定を除く。）

⑥ 薬事法第二十三条の二第一項（登録認証機関の登録）

許可件数

一件につき九万円

許可件数又は

一件につき九万円

認定件数

登録件数

一件につき九万円

の登録（更新の登録を除く。）

七十八 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の十

一第一項（登録試験問題作成機関の登録）の登録

登録件数

一件につき十五万円

七十九 確定拠出年金運営管理業の登録

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条

第一項（登録）の確定拠出年金運営管理業の登録

登録件数

一件につき九万円

八十 在宅就業支援団体の登録

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第

百二十三号）第七十四条の三第一項（在宅就業支援団体の

登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき一万五千
円

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(一) 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の有料の職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
(二) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項（一般労働者派遣事業の許可）の一般労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
(三) 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十二条第一項（港湾労働者派遣事業の許可）の港湾労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
(四) 港湾労働法第十八条第一項（派遣事業対象業務の種類の変更等）の変更の許可（同法第十二条第二項第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類増加に係るものに	許可件数	一件につき一万五千円

限る。） 〔五〕建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十八条第一項（建設業務有料職業紹介事業の許可）の建設業務有料職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。） 〔六〕建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十一条第一項（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）の建設業務労働者就業機会確保事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
八十二 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

八十三 ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録

(一) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五 十四条の三第一項(検査業者)の検査業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 労働安全衛生法第十四条(登録教習機関の登録)、第 六十一条第一項(登録教習機関の登録)又は第七十五条 第三項(登録教習機関の登録)の登録(更新の登録を除 く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 労働安全衛生法第三十八条第一項(登録製造時等検査 機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 労働安全衛生法第四十一条第二項(登録性能検査機関 の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(五) 労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (六) 労働安全衛生法第四十四条の二第一項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録 (一) 作業環境測定法第三十二条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。） (二) 作業環境測定法第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可		

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円
八十六 農産物検査に係る登録検査機関の登録 (一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第一百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。） (三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
	登録件数	一件につき三万円

八十七 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第五項（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録 (一) 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項（登録を受ける義務）の規定により農林水産大臣がする普通肥料の生産の登録（更新の登録を除く。） (二) 肥料取締法第四条第三項の規定による普通肥料の輸入の登録（更新の登録を除く。） (三) 肥料取締法第五条（仮登録を受ける義務）の規定による普通肥料の生産又は輸入の仮登録（更新の仮登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円

く。) (四) 肥料取締法第三十三条の二第一項(外国生産肥料の登録及び仮登録)の登録又は仮登録(更新の登録又は仮登録を除く。)	登録件数	一件につき一万五千円
八十九 特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録		
(一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の特定飼料等製造業者の登録(更新の登録を除く。) (二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十一条第一項(外国特定飼料等製造業者の登録等)の外国特定飼料等製造業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円